

山形県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例

平成19年2月1日

条例第5号

山形県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する事項については、山形市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年山形市条例第15号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。